

第五章

古文書・記念碑

第一節 古文書

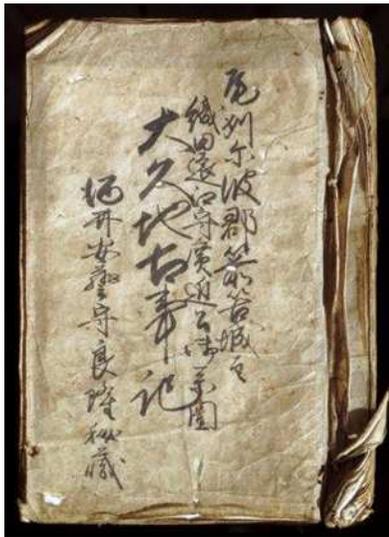
一九八二（昭和五十七）年に刊行した『大口町史』編纂時に、町内に所在する記録類の把握がおこなわれた。その後、一九九八（平成十）年に大口町歴史民俗資料館が開館し、古文書や民具などの資料料が寄贈されるようになった。

大久地古事記（個人所蔵）

現在の上小口・中小口・下小口地区は、九三〇年代に成立した『和名類聚抄』に「小口」という地名が尾張国丹羽郡の中にある集落のひとつとして記されており、十世紀には確実に集落が存在していた。その地に一四五九（長祿三年、尾張国守護代であった織田敏広の弟、織田遠江守広近が小口城（大久地城、別名「箭筈城」）を築城した。

この城の主な家中の一人であった酒井安芸守良隆が「織田公御系図 大久地古事記」を記し、下小口地区に在住の酒井鉦三氏宅で大切に保管されてきた（3-5-1）。

内容については、大口町及び各大字の起源、箭筈城の沿革などが記されている一方、近藤・大塚の姓についても詳細に書かれている。



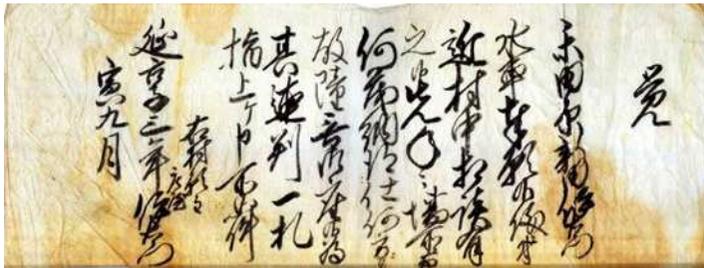
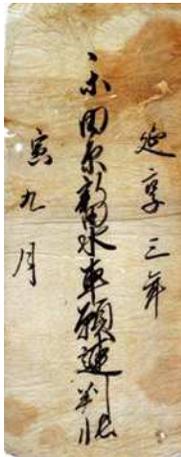
3-5-1 大久地古事記

楽田原新田水車願連判帳

(大口町歴史民俗資料館所蔵)

一七四六(延享三)年、楽田原新田の伊右衛門の水車願いに対し、周辺の村々に相談した結果、先年に設置した場所で全村納得し差し支えない旨を杖方役所に伝えた連判覚書である(3-5-2)。

村名からみて、新木津用水しんきつを利用した水車設置後に、用水の上流域の村から許可を得ている。



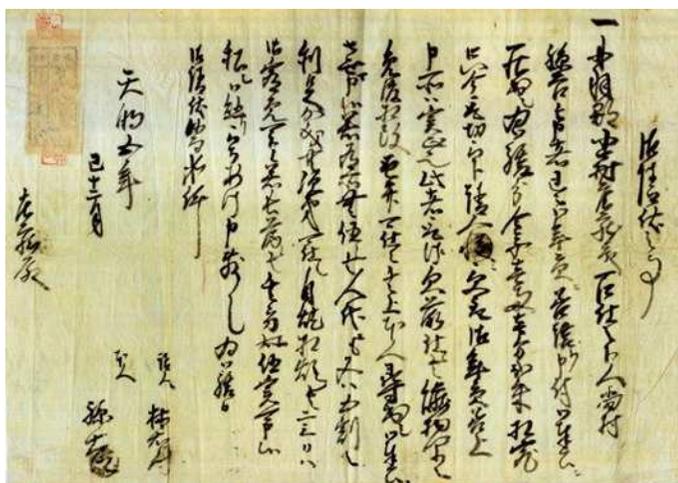
3-5-2 楽田原新田水車願連判帳

<p>杖方 御役所</p>	<p>延享三年 寅九月</p> <p>楽田村(印) 羽黒新田(印) 河北村(印) 小口村(印) 久保一色村(印)</p>	<p>右村願主 庄屋 伊右衛門</p>	<p>覚</p> <p>楽田原新田伊右衛門、 水車奉願候儀二付、 近村中相談有 之候先年之場所二而 何茂納得仕、何方二も 故障無御座候為 其連判一札 指上ケ申所如件</p>	<p>〔表紙〕 延享三年 楽田原新田水車願連判帳 寅九月</p>
-------------------	--	-----------------------------	--	--

御請状之事 (大口町歴史民俗資料館所蔵)

「御請状之事」(3-5-3)とは、江戸時代に農民が奉公に出るため必要な契約書・身元保証書である。奉公人の精勤を保証し、奉公先へ奉公人本人と身元保証人である請人が連判で出した。当時は、年貢を納められない農家の次男

や三男、女子が奉公に出かけ、その前借した給金で年貢を支払うことが頻繁におこなわれていた。江戸時代における大口町内の農民の暮らしを垣間見ることができるとされる。ここでは、大口町歴史民俗資料館所蔵の一七八五(天明五)年の史料を紹介する。



3-5-3 御請状之事 24.5×34.5cm

御請状之事

一 丹羽郡小口村庄蔵殿召仕之下人當村
孫吉と申者巳の御年貢に差詰り申付御奉公に
罷出候為御給分金子壹両貳分式朱相究
只今取切被下請人慥に受取御年貢差上
申所は実正也此老取逃欠落仕候は賦物早々
急度相改返齊可仕候其上本人尋出し御奉公
させ可申候若有所無仰候は人代にも又は五割の
利足加 成共次第可仕候自然相煩候は三日は
御宥免可被下候若長病候は其方如仰実可申候
私し御懸りらちあげ申敷候為御後日
御請状仍而如件

請人 林右衛門
本人 孫吉

天明五年
巳十二月
庄蔵殿

(要旨)

丹羽郡小口村庄蔵殿の下人は、当村の孫吉という者で、巳年(天明五年)の年貢が払えず、奉公に出ます。給金を壹両貳分式朱と決め、詰人が確かに受取り、年貢の支払いにあてました。もしこの者(奉公人孫吉)が(奉公先から)逃げ失脚した場合は、お借りしたものを早々にお返しし、その上本人を探し出し奉公を続けさせます。もし探し出せなかつたら代わりの者をたて、または五割の利息をつけます。万が一(奉公中に)病気になるったら二、三日の休日はお許しただきたい。請人が責任を持って対処します。

若者締方條々 (所在不明)

大屋敷本郷地区における祭祀時の決め事が記されている。
一八三四(天保五)年の文書で、本郷地内は丹羽組・野田組・三輪組の三組に分かれていたこと、祭祀時の若衆のす

べき役割、中老と呼ばれる相談役に聞くこと、先例を重んじていることなど、江戸時代後期における農村の様子や秩序がわかる。原本は所在不明であったが、原本の写しは確認できたため、翻刻文を掲載する(315-4)。

(翻刻文)

若者締方條々

一 神事祭祀太神楽警固之儀 本郷三株

より 志人宛罷出 相勤候事 昔古より式例

に付 勿論には候得共 言株より 志人ツ、都合三人 相勤可申事

尤右に付前髪子供等之儀相止メ 元服相済候人

言株より見立之上 指出可申候 若又警固之人

不都合之節 八外組相頼相勤可申候 尤三人可為す事

一 壹組之内警固替りく相勤候共 羽織之儀は、

警固三人二可限事

一 若者連中之儀 兄弟共本役相勤可申事

一 抜引之儀 八女房を呼候境 八月十一 日本祭相勤

候上 翌十二日引取筈 二候 尤女房不連候人 八三十三之

一 晝迄相勤候事、古来之先例にて勿論之事 二候

一 太神楽御宝物之獅子釣候義 是又先規之

通 若者二而釣相勤可申事

一 祭祀神器宝物之儀 相抜候節 八村方諸

一 中老相窺ひ談判之上 相抜候様取計可申候

右入用等之儀連中懸り仕村方奉加之儀 麦綿米

之奉加ニ可仕候 勿論随分之御儉約御触先ニ御座候間

可成丈省略仕、無扨儀のみ取計可申事

但三株之諸中老納得之上可仕候事

一 御上様御法度之条々急度相守可申候 并 村方定式之外 休日等相願申出間敷事

一 連中懸りもの割符之儀、中老差加へ配当可致候

事三株之内新中老立合可申候、若新中老無之

組ハ、古中老言人宛立合可申事、万一不時入組

等出来候節ハ、中老へ相談仕、相納候様取計可申候事

一 若者帳面預り頭分の内へ年功ニ可限事、尤定之

通ニ候得共、和談之上 模通宜敷方取計可申事

右之条々永々堅相守可申候、尤定之儀、昔古より

御座候得共、猶又今般任先例評議相極候上は

自今已後一切故障有之間敷候、為後証連印

如件

天保五年

午七月

丹羽組惣代

丹羽甚吉(印)

野田組惣代

野田庄左衛門(印)

同 孫助(印)

同 小平治(印)

同 甚左衛門(印)

三輪組惣代

三輪和平(印)

同 九郎兵衛(印)

同 善左衛門(印)

同 利蔵(印)

(要旨)

若者締方條々

- 一 神事祭礼太神楽の警固については、本郷三株より一人ずつ出て勤めること。昔からの式例であるので勿論ではあるが、一株から一人ずつ、合わせて三人が勤めること。
 - もつとも元服以前の子供が警固を勤めることは止め、元服が済んだ人を撰んで差出す事。もし警固の人が不都合でないならば外の組に頼んで出してもらおう事。三人立てる事。
- 一 一組の内で警固を交替で勤めたとしても、羽織を着るのは警固を勤める三人に限ること。
- 一 若者連中は、兄弟ともに本役を勤める事。
- 一 抜引については女房を呼ぶ境を八月十一日の本祭から勤め、翌十二日に引き取る筈である。もつとも女房のいない人は三十三の暁まで勤める事。古来の先例にてもちろんの事である。
- 一 太神楽御宝物の獅子ししを釣る事については、これも先規の通り、若者が釣ることを勤める事。
- 一 祭礼神器宝物については、取り出す際は村の諸中老ちゅうらうに窺うかがって談判の上で取り出すよう取り計らう事。

右の入用金等については連中が係を勤め、村の奉加は麦綿米などを奉加する事。勿論、御儉約を言い渡されているので、なるだけ省略し、やむを得ない場合のみ取計らう事。但し三株の諸中老の納得の上で行う事。

- 一 御上様御法度の条々を必ず守る事。また、村の決まりの外は休日等の願い出をしない事。
 - 一 連中係の割符については、中老を加えて配当する事。三株の内、新中老が立合いをする事。もし新中老がいらない組は、古中老が一人ずつ立合いをする事。万一思いがけず入組みなどが出来た場合は、中老へ相談し、納める様取計う事。
 - 一 若者帳面の預りは、頭分の内で年功の者に限る事。もつとも決まりの通りではあるが、話し合いの上、良いやり方で取計らう事。
- 右の条々永く堅く守る事。もつとも決まりは、昔よりある事なので、猶又今回も先例に従って評議を決める。そのため今後一切差支えなく行う事。後のため連印し取り決める事。

天保五年 午七月

(後略)

村落合併願

(大口町歴史民俗資料館所蔵)

尾張国丹羽郡に所在する五つの村(長桜・長桜替地新田・宗雲新田・八左衛門新田・伝右衛門新田)の耕地地反別・戸数・人員を書き上げ、合併の上、秋田村と改称したい旨の願書である(3-5-5)。「明治九年六月」とあり、一八七八(明治十一)年十二月に承認された。郡区町村編制法が同年七月に制定され、大区小区制から郡町村制になり、愛知県では十二月二十日に施行された。その際、丹羽郡内には丹羽郡役所も設置されたが、この合併の願書は「明治九年六月」とあることから、大区小区制の中で合併の働きかけがあったことをうかがわせる史料である。



3-5-5 村落合併願 25×17.8cm

村落合併願

尾張国丹羽郡

長桜替地新田

耕地反別四拾三町式反七畝拾九步

戸数四拾三戸

人員百九拾四人

長桜村

耕地反別式拾四町三反三畝拾七步

戸数三拾四戸

人員百四拾九人

宗雲新田

耕地反別式拾七町九反八畝廿壹步

戸数式拾九戸

人員百拾五人

八左衛門新田

耕地反別九町四反九畝九步

戸数三拾戸

人員百拾式人

伝右衛門新田

耕地反別九町七反八畝拾七步

戸数四拾四戸

人員百八拾六人

合計

耕地反別百拾四町八反七畝式拾三步
戸数百八拾戸
人員七百五拾六人

右五ヶ村之儀者 地所錯受
經界不明隙二付 合併之上
更二秋田村与改称被成下度
此段奉願候也

長桜替地新田副戸長
明治九年六月 安藤佐六 (印)

同村惣代

安藤伊左衛門 (印)

長桜村副戸長

鈴木甚三郎 (印)

同村惣代

鈴木藤五郎 (印)

宗雲新田副戸長

佐竹甚吉 (印)

同村惣代

佐竹常右衛門 (印)

八左衛門新田副戸長

鈴木幸吉 (印)

同村惣代

鈴木勇右衛門 (印)

伝右衛門新田副戸長

古池倉右衛門 (印)

同村惣代

古池喜左衛門 (印)

愛知県令安場保和殿

前書願之趣事実相違無

御座依于奥印仕候也

戸長

村瀬増右衛門 (印)

区长

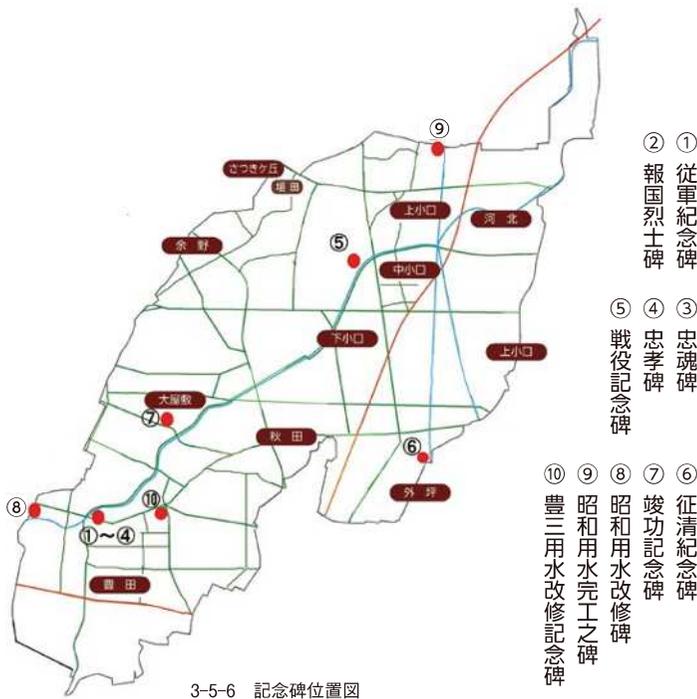
服部勘七郎 (印)

書面願之趣聞届候事

明治十一年十二月廿三日 (朱印)

第二節 記念碑

大口町内には、様々な記念碑がある(3-5-6)。記念碑は、その当時の出来事や先人の労苦を偲ぶことができる。この節では、町内に残る記念碑を取り上げ、碑文からその



3-5-6 記念碑位置図

- ① 従軍記念碑
- ② 報国烈士碑
- ③ 忠魂碑
- ④ 忠孝碑
- ⑤ 戦役記念碑
- ⑥ 征清記念碑
- ⑦ 竣功記念碑
- ⑧ 昭和用水改修碑
- ⑨ 昭和用水完了之碑
- ⑩ 豊三用水改修記念碑

事業や歴史的背景を確認する。なお、翻刻にあたり、人名の記載は揮毫した人や役員として名前を刻まれた人のみとする。

太田表忠園にある石碑群

(奈良子二丁目地内)

五条川左岸で秋葉橋の東にあり、近隣住民が「南部表忠園」・「御嶽山」と呼ぶこの地に、従軍記念碑と報国烈士碑が設置され、その後、忠魂碑と忠孝碑が同地に建てられた。階段横に太田表忠園の碑、植栽の中に四基の石碑、御嶽信仰の祠がある(3-5-7)。



3-5-7 秋葉橋東の太田表忠園 (2022年撮影)

一 従軍記念碑

一八九六(明治二十九)年に建立された(3-5-8)。文字は片面のみに彫られ、一八七七年の西南戦争と一八九四年の日清戦争に従軍した、当時の太田村住民の氏名が刻まれている。題字は、当時陸軍少将であった三好成行(のち中将、一八四五〜一九一九年)が書いている。文面は、八

木雕（むぎぞう）（一八二八〜一九一〇年）が起草した。八木は、幕末に犬山城主の成瀬家に仕え、犬山城下の敬道館の教授となり、明治維新後は内務省社寺局などに勤め、碑文を起草した頃は奈良帝国博物館に嘱託として勤めていた。

「従軍記念碑 正五位三好成行書

武功併力山河萬里敷其勇忠烈銘肝姓
字千年磨不磷 正六位八木雕選
西南之役

（四人の氏名）

明治廿七八年之役

（四人の氏名）

明治廿九年五月建之 浪越 井邨貫一書 中鶴年刻」



3-5-8 従軍記念碑（2022年撮影）
高さ：228.7cm 幅：122cm
奥行：24.5cm

二 報国烈士碑

表面には「報国烈士碑」、裏面には一九〇四年の日露戦争に従軍した、当時の太田村住民の氏名が刻まれている。一九〇六年一月に「丹羽郡太田村尚武会」によって建立された（31519）。

「明治三十七八年戦役従軍者 氏名平假名順

戦死者

（六人の氏名）

病死者

（三人の氏名）

生存者

（九三人の氏名）

明治三十九年一月 設立者 丹羽郡太田村尚武會

名古屋市江川丁二 石匠中島和吉書彫」



3-5-9 報国烈士碑（2022年撮影）
高さ：226cm 幅：159.2cm
奥行：19.4cm

三 忠魂碑

一九三五（昭和十）年に、当時の大口村南部在郷軍人会によって建立された。題字は、一九三一年十二月から一九三六年三月にかけて犬養毅内閣・齋藤実内閣・岡田啓介内閣で海軍大臣をつとめた大角岑生海軍大将（一八七六～一九四一年）が書いている。この忠魂碑の題字を揮毫したのは、岡田啓介内閣で海軍大臣を務めていた時期である。大角は、愛知県中島郡三宅村（現稲沢市平和町）で生まれ、海軍兵学校を卒業後、日露戦争では大尉として従軍した。

石碑の裏面には、「西南之役 日清之役 日露之役 台湾守備 西比利亜出征 大東亜戦争」での「戦病死者」の氏名が八段にわたって刻まれている（3-5-10）。

「西南之役（一人の氏名） 日清之役（二人の氏名） 日露之役（九人の氏名） 台湾守備（一人の氏名） 西比利亜出征（一人の氏名） 大東亜戦争（二二九人の氏名）」

当地

寄進 大森甚太郎

コメノ

石工井上

四 忠孝碑

この石碑は一九三三年に大口第一尋常高等小学校（現大口南小学校）に奉安殿が竣工した記念で建てられ、一九六五年にこの地へ移された（3-5-11）。

表面の「忠孝」を書いた陸軍大将渡邊錠太郎（一八七四～一九三六年）は、一九三六年の二・二六事件で齋藤実内大臣・高橋是清大蔵大臣らとともに暗殺されている。渡邊は、春日井郡小牧村（現小牧市）の出身で十九歳の時、丹羽郡岩倉町上市場北口（現岩倉市）の母の生家で叔父の渡邊庄兵衛の養子となった。満二十歳で陸軍士官学校に合格し、陸軍大学校卒業後、大尉で日露戦争に従軍した。一九三二年に陸軍大将に昇進した。この石碑が建てられたとき



3-5-10 忠魂碑（2022年撮影）
高さ：311cm 幅：123.2cm
奥行：19.8cm

は、軍事参議官の職であった。読書家であり、蔵書をよく郷土に寄贈し、帰郷の際には時局講話をよくしたといわれている。

(表面)

「忠孝

正三位

陸軍大将 勲一等 渡邊錠太郎書

功五級

(裏面)

「奉安殿竣工記念 寄贈 社本朝正

昭和四十年十月南小学校よりこの地に移す

布袋町

石匠 新海 實



3-5-11 忠孝碑 (2022年撮影)
高さ：約380cm 幅：121.8cm
奥行：21.6cm

五 戦役記念碑 (小口城址公園)

この石碑は、一九一五(大正四)年十一月、丹羽郡大口村大字小口尚武会・帝国在郷軍人会大口分会小口班が、大正天皇即位記念事業として設置した(3-5-12)。

石碑は円柱で、その表面となる「戦役記念」の文字は、陸軍大将の奥保鞏元帥(一八四七―一九三〇年)が書いている。

奥は、一八七二年に大尉、一八七四年には少佐として西南戦争に出征し、日清戦争時には中将として、日露戦争時には大将として第二軍司令官となり出征している。この第二軍の編制下に名古屋の第三師団が組み込まれていた。

建設委員は、在郷軍人会長以下三四人で、この中には、小口城址の土地所有者であり、この土地に戦役記念碑と小口城址の石碑を建てるため奔走した、のちの愛知無尽の創始者である渡邊米次郎がいる(第三編第七章)。また、小口村長から郡会議員・大口村村会議員となった酒井惟一(第三編第七章)、小口村長と合併後の大口村長を歴任した酒井覚郎、村会議員から戦後大口村長となった仙田賢式などである。石碑の人名を書いた仙田愛之助も建設委員であり、村会議員を経て記念碑建立時には郡会議員となっている。

碑標表面

「戦役記念」

元帥陸軍大將正二位勲一等功一級伯爵 奥 保鞏書」

碑標裏面

「西南役従軍者

(三人の所属・階級・氏名)

日清役従軍者

(五人の所属・階級・氏名)

日清日露兩役従軍者

(七人の所属・階級・氏名)

日露役戦病死者

(九人の所属・階級・氏名)

日露役従軍者

(七三人の所属・階級・氏名)

臺灣土匪討伐従軍者

(六人の所属・階級・氏名)

日独役従軍者

(三人の所属・階級・氏名)

台石

(右側)

「人皇百二十二代今上天皇御即位記念

大正四年拾壹月」

(左側)

「丹羽郡大口村大字小口尚武會

帝国在郷軍人會大口分會小口班」



3-5-12 戦役記念碑 (左：奥保鞏書 右：正面) (2021年撮影)
円柱：高さ約300cm 径57cm 台座：118cm四方 台座：正面164cm×奥行162cm

六 征清紀念碑（外坪 神明社境内）

この石碑は、外坪地区の神明社境内、東側の道路に面した位置にある。一八九八年九月に、富成村大字外坪から日清戦争に従軍した八人の所属と氏名が刻まれている（3―5―13）。

〔表面〕 征清紀念碑

〔裏面〕 明治三十一年九月建之

従軍者

近衛歩兵（氏名）
陸軍歩兵（氏名）
陸軍騎兵（氏名）
陸軍歩兵（氏名）
輜重輸卒（氏名）
全 上（氏名）
全 上（氏名）
全 上（氏名）
富成村大字外坪
有志者



3-5-13 征清紀念碑
(2022年撮影)
高さ：197.5cm
幅：92.7cm
奥行：41cm

七 竣功記念碑（大屋敷 大屋敷学習等共同利用施設）

『大口村誌』に記載されている道路の項目で、大屋敷地内を通る県道に「県道 古知野楽田線」があり、その道路工事の竣工記念碑と考えられる。

表面には、一九三二・三三年に大屋敷地内で施行した箇所と総工費が記され、裏面は区長・道路委員長・道路委員の氏名が書かれている。予定どおり、一九三三年度末に工事が完了したことから「昭和九年四月竣工」、この石碑は工事完了から一年後の一九三五年四月に建立された（3―5―14）。

〔表面〕

竣 功 記 念
丹羽郡大口村大字大屋敷地内 縣費土木事業 昭和七年度施行箇所 延長 六十米 農村振興土木事業直営 昭和八年度施行箇所 延長 八百六十米 此總工費金壹萬八千七百五拾円

(裏面)

「大口村長 野田正昇 道路委員

大屋敷区長 前田悦次郎 丹羽藤兵衛

全 丹羽歳 丹羽鎌吉

道路委員長 丹羽範治 丹羽隆吉

全 丹羽徳一 前田海之助

前田正義

宮地小兵衛

昭和九年四月竣工

全 十年四月建設」



3-5-14 竣工記念碑 (2022年撮影)
高さ：128cm 幅：62cm
奥行：11.5cm

八 昭和水改修碑

この石碑は、一九五九年、昭和水が五条川と接続する近くに、昭和水排水土地改良区が建てられた。表面は当時の衆議院議員江崎真澄が文字を書いている(3-5-15)。

(表面)

昭和水改修碑

衆議院議員江崎真澄書

(裏面)

常用排水路は大口村上小口地内に於て木津川

水より取水し沿線各部落を縫流し江南市小折

地内に於て五條川に放流する無名小流にして

古来より水路施設共に天然原始的にて年々早

水害の惨を極む昭和二十九年秋此の悪順還を

絶ち福利増進の悲願を結集し昭和水排水路と

命名改良区を設立団体営事業に着工有ゆる困

難を克服し現代技術を網羅し此れが完成所期

の成果を収む其の梗概を記し後世に傳うるも

のである

昭和五十四己亥年十月建之

昭和水排水土地改良区



3-5-15 昭和水改修碑
(2022年撮影)

高さ：148cm
幅：65cm
奥行：23cm

筆

松月

林本建設
永井組
栗本建設

事務担任
工事施行

落合裕之

川崎廣一

吉田正香

前田悦次郎

前田悦次郎

江口金安

江口他一

大島亀市

大岩昇一

村瀬清治

三ツ口久次

丹羽高治

江端嘉一

長谷川信一

平松兼文

江口金安

稲山 實

暮石義一

吉田正香

佐々信一

関係役員

前田孫一郎

前田俊男

丹羽高治

江端嘉一

長谷川信一

平松兼文

江口金安

九 昭和用水完工之碑（上小口二丁目地内）

この石碑は、一九六八年、昭和用水の取水口である木津用水近くに、昭和用排水土地改良区によって建てられた。表面は当時の愛知県知事桑原幹根が文字を書いている。裏面は江南市在住の書家、冨水奇洞（一九三二～二〇一〇年）の揮毫である。扶桑町との境で、丹羽高等学校の東側にあ
る（3―5―16）。

（表面）

昭和用水完工之碑

愛知県知事 桑原幹根書

（裏面）

昭和四十三年三月建之

昭和用排水土地改良区

当水路は大口江南両境界を貫流し其の流域を灌漑すると共に扶桑を加えた排水を円滑ならしむる幹線水路にして昭和二十九年改良区設立以来幾多困難な障害を排除し完成したものである

奇洞書



3-5-16
昭和用水完工之碑
(2022年撮影)
高さ：166cm
幅：62cm
奥行：37cm

一〇 豊三用水改修記念碑（秋田三丁目地内）

「秋田三丁目」五差路交差点の南角に建つ石碑にある豊三用水は、初めてコンクリート施工により整備した用水路で、整備前は蛇行し流域に水害をもたらししていた。

水害は下流の小牧市にも影響を及ぼすことから、一九四九年から県に陳情を重ね、二年後の一九五一年に灌漑工事としての認可を得て、着工した。工事は八年を要して整備した。

この石碑は、完成後の一九五九年八月に建てられ、表面は当時の愛知県知事桑原幹根が文字を書いている。裏面は、高木天仙（第三編第七章）の書による（3―5―17）。



3-5-17 豊三用水改修記念碑（2022年撮影）
高さ：約74.5cm 幅：58cm
奥行：215cm

(表面)

「豊三用水改修記念碑

愛知県知事 桑原幹根 書 印 印

(裏面)

此の用水は古来より大口村並びに小牧市を含む
六ヶ村落を縫流し六ヶ用水と稱せられ湾曲甚だ
し天災に依る水害旱害著しく其の被害は甚大で
あつた 時恰も昭和廿四年地元関係者相計り豊
三用水と改稱し奮起して県会議員安藤信太郎氏
を通じ再三再四懇請喚願につとめ漸にして昭和
廿六年県営主要支派線灌漑工事として認可あり
大口村直営事業として直ちに着手爰に八ヶ年
の歳月を要して完成せり 灌漑面積七十余町歩
施工延長三五五七米 総工費一千六百八十三
万円 出役人員一万七千余人の一大事業であつ
て所期の成果を挙げ農民の福利蓋し無量無限で
ある 其梗概を記し後世に伝へる者である

大口村長 社本鋭郎
工事関係功勞者
發起人 江口壽三郎
全 江口純三
委員長 社本守男
全 大森徳義
全 社本弘夫
他村代表 舟橋高晴
工事担当 前田喜雄
碑、台石
寄附 林本建設株式会社
筆 天仙

昭和三十四己亥年八月建之 大口村